

市制 100 周年記念お祝い花火打ち上げ業務委託 公募仕様書

1 業務委託名

市制 100 周年記念お祝い花火打ち上げ業務委託

2 業務の概要及び目的

本業務は、本市が令和 5 年 7 月 1 日で市制 100 周年を迎えたことを記念し、本年度末に市制 100 周年を締めくくるイベントとして沼津が誇る景勝地である千本浜で花火を打ち上げるものである。実施にあたってはこれまで歩んできた先人への感謝と次の 100 年への希望を花火で表現し、市制 100 周年を締めくくる観覧客の心に残る打ち上げ演出とすること。

3 業務実施場所 沼津市 千本浜海岸 沼津市千本 1910-24 地先

4 契約期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日

5 イベント概要

(1) イベント名称 「市制 100 周年記念お祝い花火」

(2) 開催日時 令和 6 年 3 月 16 日(土) 18:30~19:00

※強風・荒天の場合の予備日として令和 6 年 3 月 17 日(日)、24 日(日)の 2 日間を設ける。

(3) 打ち上げ場所 沼津市 千本浜海岸

※沖に台船を 2 隻設置して花火打ち上げを実施する。台船については委託者が準備する。

(4) 観覧場所 沼津市千本浜海岸 階段提

(5) 観覧者数 約 4,000 人見込

6 業務の内容

(1) 本業務での花火の打ち上げ構成及び演出の立案

※花火の各玉の大きさや種類などを工夫して、市制 100 周年を記念する特徴的な打ち上げ構成、演出とすること。音楽を演出に組み込む場合はイベントの趣旨に沿った選曲を行い、使用料を含めた著作権者等への手続を行うこと。会場アナウンスを主目的とした音響機材は委託者が準備する。

(2) 本業務に必要な花火・機材の準備と設置及び操作

①花火の種類 花火の打ち上げについては 10 号玉を最大とする。

②花火の総数 花火の打ち上げ総数は 2,500 発を基準とすること。

(3) 花火資機材等の撤去、その他原状回復

※イベント終了後、当日中に作業を完了すること。

- (4) 花火打上げに関わる関係機関との調整及び煙火消費許可などの申請
※申請にあたっての手数料等は受託者の負担とする。
- (5) 花火大会が延期になった際の花火等の撤去及び再設置
- (6) 花火大会終了後、報告書、写真等の提出

(花火打ち上げに関する留意事項)

- ① 打ち上げ準備の作業時間は、当日の8：00からとする。
- ② 打ち上げ作業時間は、18：30から19：00とする。
- ③ 委託者の指定した台船設置位置を遵守したうえで打ち上げを行うこと。
- ④ 煙火消費時に過早発や低空開発、黒玉・筒ばね、不点火玉が発生しないよう、全ての作業工程において丁寧で安全な作業を全従業員に徹底し、降灰対策を含む安全で安心な煙火消費に取り組むこと。また、事故等が発生した場合に早期発見できるように、煙火消費場所の監視強化を図ること。

7 業務に要する経費の負担区分

本業務履行に係わる一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

なお、台船借用費、会場設営費、会場警備費は、委託者が手配及び負担するので、委託料には含めないこと。

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 花火大会が中止の場合の取扱い

委託者が予備日を含めた全日において、受託者及び委託者の責によらない事情で花火大会の中止を決定し、当日の午前8時00分までに委託者が受託者に連絡をした場合においては、委託者は、契約金額の総額の100%の範囲内で、実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。中止の連絡が当日の午前8時00分以降の場合においては、契約金額の総額の100%の範囲内で、委託者は、受託事業者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。

10 保険の加入に関すること

- (1) 労働災害保険に加入し、労働安全衛生に関する法令を遵守すること。

- (2) 賠償責任保険に加入し、対人賠償、対物賠償のそれぞれにつき損害賠償能力を有すること。

11 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。